

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例を別記のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行に伴い，職員の定年等に関し，関係条例を整備するほか，所要の規定整備を行うため。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和４年伊丹市条例第 号）

（伊丹市職員定数条例の一部改正）

第１条 伊丹市職員定数条例（昭和２４年条例第１５６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項ただし書中「第２８条の５第１項」を「第２２条の４第１項」に改める。

（伊丹市職員の再任用に関する条例の廃止）

第２条 伊丹市職員の再任用に関する条例（平成１３年伊丹市条例第３号）は、廃止する。

（伊丹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第３条 伊丹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成１４年伊丹市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「第２８条の４第１項，第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項」を「第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項」に改め，同項中第４号を第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

(4) 伊丹市職員の定年等に関する条例第９条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（伊丹市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第４条 伊丹市職員の定年等に関する条例（昭和５９年伊丹市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第１章 総則（第１条）

第２章 定年制度（第２条－第５条）

第３章 管理監督職勤務上限年齢制（第６条－第１１条）

第４章 定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条）

第５章 雑則（第１４条）

付則

## 第1章 総則

第1条中「第261号」の右に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項までおよび第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項，第22条の5第1項，第28条の2，第28条の5，第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め，同条の次に次の章名を付する。

## 第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め，同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に，「その職員に」を「同条の規定にかかわらず，当該職員に」に，「その職員を」を「当該職員を」に改め，同項各号列記以外の部分中「当該」の右に「定年退職日において従事している」を加え，同項中「引き続いて」を「引き続き」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（同項又は同条第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって，定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については，第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって，引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし，当該期限は，当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「または」を「又は」に，「その」を「当該」に改め，「により」の右に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え，「とき」を「こと」に改め，同項第2号中「その職員」を「当該職員」に，「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め，同項第3号中「

その」を「当該」に，「とき」を「こと」に改め，同条第2項中「または」を「又は」に，「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に，「存する」を「ある」に改め，「得て，」の右に「これらの期限の翌日から起算して」を加え，同項ただし書中「その」を「当該」に改め，「定年退職日」の右に「（同項ただし書に規定する職員にあっては，当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え，同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に，「または」を「又は」に改め，同条第4項中「任命権者は」の右に「，第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え，「または」を「又は」に，「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に，「その」を「当該」に，「繰り上げて退職させることができる。」を「繰り上げるものとする。」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職（以下「管理監督職」という。）は，一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第438号。以下「給与条例」という。）第11条第1項に規定する管理職手当又は伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年伊丹市条例第1号）第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職（給与条例別表第4アの適用を受ける職員が占める職を除く。）とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は，年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当

該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）

で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することが

できる場合を除き，他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって，これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として任命権者が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について，当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため，当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは，当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し，引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ，又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し，若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は，第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。），又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは，市長の承認を得て，延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りではない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

(雑則)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

付則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 前項の規定は、市立伊丹病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師については、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに市立伊丹病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達

する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(伊丹市一般職員服務分限条例の一部改正)

第5条 伊丹市一般職員服務分限条例(昭和26年条例第212号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則(第1条)

第2章 勤務時間その他の勤務条件(第2条—第17条の2)

第3章 服務の宣誓(第18条—第20条)

第4章 職務に専念する義務の特例(第21条・第22条)

第5章 政治的行為の制限(第23条・第24条)

第6章 削除

第7章 分限(第33条—第36条の2)

第8章 懲戒(第37条—第43条)

第9章 雑則(第44条)

#### 附則

第3条第2項中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項」に改める。

第14条中「とき。」を「とき」に改める。

第22条第3号及び第24条中「外」を「ほか」に改める。

第33条の2中「号給に変更することをいう。）」の右に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）」を加える。

第33条の3中「職員を降任した」を「職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に改める。

第36条の2第1項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第41条中「6カ月以下」を「6箇月以下の期間、その発令の日に受ける」に改め、「ものとする」の右に「。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料又は報酬の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする」を加える。

第43条の次に次の章名を付する。

#### 第9章 雑則

附則に次の2項を加える。

5 給与条例附則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第33条の2の適用については、当分の間、第33条の2中「とする」とあるのは「並びに給与条例附則第25項の規定による降給とする」とする。

6 第35条の規定は、給与条例附則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、任命権者が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第20号」の右に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第10条第3号において同じ。）

を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「伊丹市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(伊丹市職員の厚生団体に関する条例の一部改正)

第7条 伊丹市職員の厚生団体に関する条例(昭和58年伊丹市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「および地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項または第28条の6第2項の規定により採用された者」を削る。

(伊丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 伊丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年伊丹市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「における」の右に「職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第438号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「2号給」の右に「と、60歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している職員(別表第4アの適用を受ける職員を除く。))に関する前項の規定の適用については、同項中「の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則」とあるのは「について、任命権者が」を加える。

第9条の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)」を付し、同条を次のように改める。

第9条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規

定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、分限条例第3条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第9条の3を削り、第9条の4を第9条の3とする。

第13条の3第1項第1号中「以下」の右に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の右に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」の右に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員、」を「定年前再任用短時間勤務職員、」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第21条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第2項中「その者」を「当該職員」に、「、」を「、」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の2第3号、同条第4号、第22条の3第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第23条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第1項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

る。

第29条（見出しを含む。）中「臨時に雇用される職員」を「臨時的に任用される職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第27項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 市立伊丹病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師

(3) 伊丹市職員の定年等に関する条例（昭和59年伊丹市条例第20号。以下この号及び次号において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第29項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附

則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（任命権者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、任命権者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30 附則第27項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、任命権者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

31 附則第25項から前項までに定めるもののほか、附則第2

5項の規定による給料月額、附則第27項の規定による給料その他附則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第4ア再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	297,400	323,500	401,300

別表第4イ再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 再任用 短時間 勤務員	基準給 料月額						
	150, 800	187, 700	242, 900	255, 200	274, 600	315, 100	389, 900

(伊丹市職員退職手当支給条例の一部改正)

第10条 伊丹市職員退職手当支給条例(昭和27年条例第237号)の一部を次のように改正する。

第1条中「する職員」の右に「のうち常時勤務に服することを要するもの」を加え、「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号、第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は伊丹市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年伊丹市条例第4号)第4条の規定により採用された職員」を削る。

第2条第2項ただし書中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第5条第2項中「(前項の)」を「(同項の)」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第5条の9第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額(以下)の右に「この項及び第5項において」を加える。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の見出し及び5項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

- 4 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第4項」とする。
- 5 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第5項」とする。
- 6 前2項の規定は、市立伊丹病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- 7 一般職の職員の給与に関する条例附則第25項の規定による職員の給料月額の変額は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 8 当分の間、第5条第1項に掲げる者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3及び第5条の8の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは、「定年（市立伊丹病院において医療業務に従事する医師および歯科医師以外の職員にあつては60歳とする。）に達する日」と、「15年」とあるのは「10年」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の8の表第5条の6の項、第5条の7第1号の項及び

第 5 条の 7 第 2 号の項中「定年」とあるのは「定年（市立伊丹病院において医療業務に従事する医師および歯科医師以外の職員にあっては 60 歳とする。）」とする。

（伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第 11 条 伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和 42 年伊丹市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改める。

第 3 条第 2 項中「第 28 条の 4 第 1 項，第 28 条の 5 第 1 項または第 28 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項」を「第 22 条の 4 第 1 項または第 22 条の 5 第 1 項」に，「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 17 条第 2 項中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第 18 条の 3 第 1 項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）」を「育児休業法」に改める。

第 20 条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め，同条中「再任用職員および」を「定年前再任用短時間勤務職員，育児休業法第 18 条第 1 項または」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし，付則第 26 項の規定は，公布の日から施行する。

（伊丹市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 暫定再任用職員（付則第 6 項，第 7 項又は第 11 項から第 16 項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は，第 3 条の規定による改正後の伊丹市職員の公益的法人等への派遣等

に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する職員とみなして，新条例の規定を適用する。

（勤務延長に関する経過措置）

3 任命権者は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第4条の規定による改正前の伊丹市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ，かつ，同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限（以下この項において「旧条例勤務延長期限」という。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について，旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において，第4条の規定による改正後の伊丹市職員の定年等に関する条例（以下付則第4項，第5項，第7項，第11項，第14項，第16項及び第25項において「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは，これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし，当該期限は，当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

4 任命権者は，基準日（施行日，令和7年4月1日，令和9年4月1日，令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から当該基準日の属する年の翌年の3月31日までの間，当該基準日における新条例第3条に規定する定年（以下「新条例定年」をいう。）が当該基準日の前日における新条例定年（当該基準日が施行日である場合には，施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。））を超える職（基準日における新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する当該基準日以後に設

置された職その他の任命権者が別に定める職に，当該基準日から当該基準日の属する年の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定，地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち，当該基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（当該基準日が施行日である場合には，施行日の前日における旧条例定年）に達している職員を，昇任し，降任し，又は転任することができない。

5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は，付則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は，次に掲げる者のうち，年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって，当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては，当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。付則第11項において同じ。）に達している者を，従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項，令和3年改正法附則第3条第5項又は付則第3項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。次号において同じ。）であつて，当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者であつて，当該退

職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（以下「旧地方公務員法再任用」という。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は付則第11項から第16項までの規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。次号において同じ。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合は、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、付則第6項の規定によるほか、新条例第13条第1項の組合（以下次項、付則第15項及び第16項において「組合」という。）における付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は付則第7項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に係る旧条例定年相当年齢（短

時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。以下同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 5 任命権者は、付則第13項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における付則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 6 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間，任命権者は，付則第 1 4 項の規定によるほか，新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず，組合における付則第 7 項各号に掲げる者のうち，特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって，当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第 1 3 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を従前の勤務実績その他の任命権者が別に定める情報に基づく選考により，1 年を超えない範囲内で任期を定め，当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 7 前 6 項の場合においては，付則第 8 項から第 1 0 項までの規定を準用する。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢）

1 8 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は，次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 9 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は，前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢）

2 0 令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は，次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 1 令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適

用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項各号に掲げる職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

22 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第6項から第17項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から付則第24項まで同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、当該基準日における新条例定年が当該基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 当該基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 当該基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

23 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

24 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、付則第22項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

25 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から当該基準日の属する年の翌年の3月31日

までの間，当該基準日における新条例定年相当年齢が当該基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する当該基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の任命権者が別に定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に，当該基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（当該基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後当該基準日以後に退職した者を含む。）のうち当該基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該任命権者が別に定める短時間勤務の職にあつては，任命権者が別に定める者）を，新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず，新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に，定年前再任用短時間勤務職員のうち当該基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該任命権者が別に定める短時間勤務の職にあつては，任命権者が別に定める定年前再任用短時間勤務職員）を，昇任し，降任し，又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

26 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は，年齢60年とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

27 暫定再任用職員は，第6条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして，新条例の規定を適用する。

（伊丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

に伴う経過措置)

28 暫定再任用職員は、第8条の規定による改正後の伊丹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条に規定する法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

29 暫定再任用職員（付則第13項から第16項の規定により採用された職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第9条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

30 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条の2の規定を適用する。

31 新給与条例第4条から第9条まで、第11条の2、第12条及び第13条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

32 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条の3第2項第2号、第16条第2項、第22条第3項、第23条第2項第2号及び第23条の2第2項の規定を適用する。

（伊丹市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

33 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の伊丹市職員退職手当支給条例第1条の適用については、同条中「を除く」とあるのは、「及び地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年伊丹市条例第 号）付則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員を除く」とする。

(伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 4 企業職員である暫定再任用職員については、伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3及び第16条の規定は、適用しない。